

令和 6 年度内閣府「研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム (BRIDGE)」  
新規課題の募集について

令和 6 年 3 月 7 日  
内閣府科学技術イノベーション推進事務局  
SIP/BRIDGE 担当

## 1. BRIDGE の目的

本プログラムは、第 6 期科学技術・イノベーション基本計画、統合イノベーション戦略等の科学技術・イノベーション政策の方針に基づき、内閣府が各省庁の研究開発等の施策のイノベーション化 (SIP や各省庁の研究開発等の施策で開発された革新技术等を社会科学解決や新事業創出に橋渡しするための取組) につなげるため「重点課題」(※別紙 1 参照) を設定し、社会課題解決等に向けた社会実装を目指した取組を推進する。

## 2. 事業概要

### (1) 事業期間

最大 3 年間の計画を提案できますが、毎年度実施する年度末評価において、毎年度の計画達成度、進捗状況等を踏まえ評価を行います。(年度末評価の結果、施策の中止もあり得ます。)

### (2) 実施体制

- ①各省庁の担当原課による提案とします。
- ②実施体制は各省庁担当原課にプログラムディレクター (PD) をおき、全体マネジメントを実施するものとします。PD は外部有識者でも可能です。
- ③施策の実施に係る予算は、内閣府から各省庁への移し替えを行います。

### (3) 留意事項 (大前提となる要件)

BRIDGE の目的を踏まえ、以下の留意事項を踏まえ提案してください。

- ①どのような社会課題解決につながるものか、解決のためのボトルネックが明確となっていること。(研究開発以外を含む、実装のための障壁、問題点が整理されていること。)
- ②これら社会課題・ボトルネック解決のため、必要となっている施策群 (関係省庁含む) が示され、その中で提案内容及び得られる成果の位置付けが明確に示されていること。
- ③②における関連施策との内容の違いが明確であり、関係性、連携性等が明確であること。(全体俯瞰における BRIDGE 提案内容の位置付け、総合知としての考え方。)
- ④これらを踏まえ「重点課題」(※別紙 1 参照) と合致する内容であり、対象とす

る「重点課題」の加速化、成果の最大化、展開が期待され、BRIDGE 終了時点の成果、社会実装の手段が明確であること。

### 3. 応募について

#### (1) 募集期間

令和6年3月7日（木）から3月29日（金）17:00まで

#### (2) 応募様式

別添様式のとおり。

### 4. スケジュール（予定）

#### （応募・採択・事業実施）

3月7日～3月29日 応募期間（3/29（金）17:00まで）

4月下旬～5月中旬 BRIDGE 評価委員会（有識者によるヒアリング実施）

6月中旬 内閣府総合科学技術・イノベーション推進会議ガバニングボードにより採択課題決定

6月下旬 担当省庁への予算移し替え実施

#### （年度末評価／次年度予算配分）※複数年実施を要望する場合

11月下旬 自己点検資料（進捗状況等）、次年度計画・予算要望額の作成、内閣府への提出

1月下旬～2月上旬 BRIDGE 評価委員会（有識者によるヒアリング）

3月下旬 内閣府総合科学技術・イノベーション推進会議ガバニングボードにより評価及び次年度予算案決定

4月1日 担当省庁への予算配分

以上

## 令和 6 年度のBRIDGE重点課題

番号	項目名	概要
1	革新技术等により業務プロセスの転換、または政策全体の転換が期待される課題	各省庁等の業務・政策に対し、革新技术等を活用することによって業務プロセスの転換、または政策全体の転換につながるもの（業務・規制のデジタル化等）
2	SIP/FS等で抽出された社会実装に向けた各省庁での取組	SIP/FS等を通じて、社会実装に向けて、技術のみならず、事業、制度・ルール形成、社会的受容性、人材の観点から必要な取組として挙げられたもので、各省庁の関連する取組を加速・拡充すべきもの
3	SIP成果の社会実装	これまでのSIP課題の研究成果について、SIP課題に取り巻く経済・社会情勢の変化等を踏まえ、早期実装を図るため、各省庁が主導して、社会実装に向けた取組を加速・強化すべきもの
4	スタートアップの事業創出	SIP等の戦略的な研究開発プログラムの成果を活用したスタートアップによる新市場の創出、早期実装のための事業創出を促進するもの
5	国際的な事業展開を目指す若手人材の育成	革新技术を有する若手人材が国際的な事業展開を目指す取組を支援するもの
6	国際的な研究開発動向や社会ニーズの観点から、研究活動が不足している課題	エビデンス分析等の結果、国際的な研究開発動向や社会ニーズのが増大する一方で、研究活動が不足していると判断される課題について、その拡大に取り組むもの
7	各省庁PJでの国際標準戦略の促進	各省庁PJで研究開発されている革新技术について、事業化を目指し、オープン・クローズ戦略を踏まえ、国際標準化に取り組むもの。

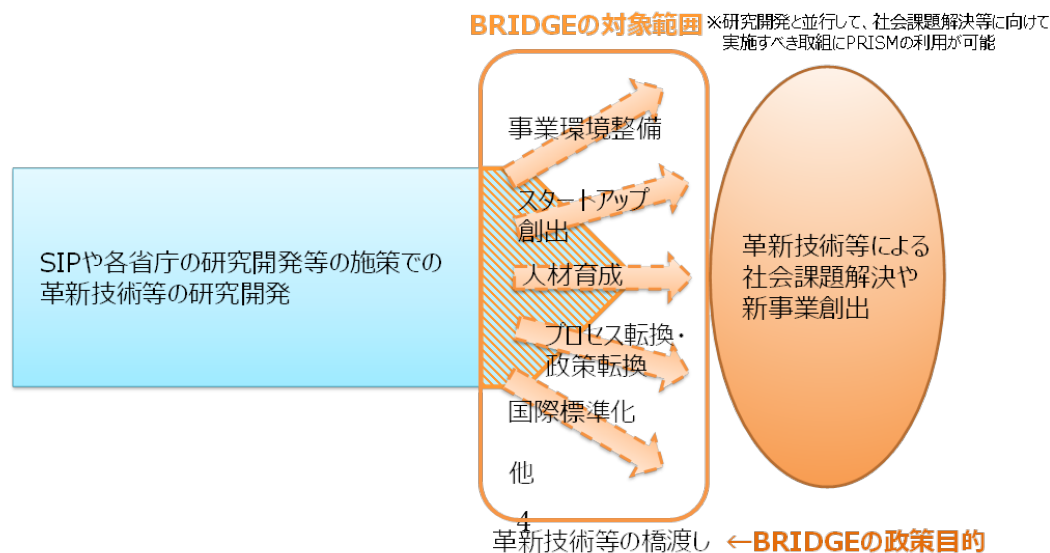
## 橋渡しプログラム（BRIDGE）の概要

統合イノベーション戦略等の科学技術・イノベーション政策の方針に基づき、CSTIの司令塔機能を生かし、**各省庁の研究開発等の施策のイノベーション化（SIPや各省庁の研究開発等の施策で開発された革新技术等を社会課題解決や新事業創出に橋渡しするための取組をいう。）を推進する。**

そのため、ガバナリングボードは、重点課題を設定した上で、各省庁から提案を募集し、各分野の施策動向等に係る有識者からの意見や産業界等のニーズを踏まえ、民間研究開発投資の誘発又は財政支出の効率化に資する取組に予算配分を行う。

### <「イノベーション化」の考え方>

SIPや各省庁の研究開発等の施策で開発された革新技术等を社会課題解決や新事業創出に橋渡しするための事業環境整備、スタートアップ創出、人材育成、プロセス転換・政策転換、国際標準化等の取組



<BRIDGE運用指針に基づく重点課題の設定等のスキーム>

- ① **ガバニングボードは、毎年度、重点課題を設定。**
- ② **内閣府は、各省庁から、重点課題に対応した施策の提案を募集。**  
※複数の重点課題に対応した提案も可能。
- ③ **各省庁は、施策の提案に当たって、施策の名称、各省PD、対象とする事業の概要、事業費及びそのうち推進費の配分を要望する額、事業期間、事業終了後のエグジット戦略を記載した**研究開発等計画の案を作成し、内閣府に提出。****
- ④ 内閣府は、SIPのPDその他の有識者、プログラム統括チームにそれぞれ意見を聴取し、BRIDGE評価委員会に報告。
- ⑤ **BRIDGE評価委員会は、施策の研究開発等計画について、事前評価。**
- ⑥ **ガバニングボードは、BRIDGE評価委員会での事前評価の結果を踏まえ、対象となる施策、推進費の配分額、事業期間を含む**実施方針を策定。****
- ⑦ 内閣府は、実施方針に基づき、各省庁の対象となる施策に対して、推進費を配分。
- ⑧ 各省庁は、各省PDを任命。
- ⑨ **各省PDは、BRIDGE評価委員会による評価及び実施方針に基づき、研究開発等計画を策定し、**当該研究開発等計画に基づき、施策を推進。****  
※研究開発・施策の対象とする事業の実施に当たって、特定の技術・設備・施設等を活用することが不可欠な場合などやむを得ない場合を除き、公募を実施。  
※各省PDの業務のうち、対象とする事業の実施者の公募及び契約の締結、進捗管理等のマネジメント業務について、所管する独立行政法人を活用することができる。
- ◎ SIPに関連する課題がある場合には、当該SIPのPDがSIPの推進委員会での意見を踏まえつつ、提案、助言及び支援を実施。(随時)

